

●教員特殊業務手当の運用方針要綱

(昭和47年4月20日教学二第63—2号)

一部改正 (昭和48年3月31日・53年8月8日・54年3月30日・57年5月20日・
62年4月30日 63年4月22日・平成元年3月31日 7年3月31日・
9年3月3日・11年3月30日・14年3月29日・15年3月31日・
18年3月31日・19年3月30日・20年12月24日・21年3月31日・
令和2年1月17日・6年4月1日・7年4月1日)

この要綱は、学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年埼玉県条例第30号)第6条に規定する教員特殊業務手当の支給に関し、「心身に著しい負担を与えると埼玉県教育委員会が認める程度」、「埼玉県教育委員会が定める対外運動競技等」その他必要な事項を定める。

第1 第1号に掲げる業務(非常災害等)関係

1 心身に著しい負担を与える程度

(1) 週休日(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項、第5条及び第6条第1項の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。)、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日(勤務時間条例第4条第3項及び勤務時間条例第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)、勤務時間条例第10条第1項に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日。)若しくはこれらに相当する日に業務に従事する場合業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。

(7) 「これに相当する日」とは、勤務時間条例第11条第1項の規定により、代休を指定された日をいう。

(4) 「日中」とは午前8時頃から午後4時頃までをいう。

(5) 1時間に満たない端数は1時間に繰り上げる。

(6) 「これと同程度」とは日中以外における6時間又は2日にまたがるものを合算した時間が6時間となるものをいう。

(2) 4時間の勤務時間の勤務日に業務に従事する場合

業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時前から午前8時まで又はこれらと同程度であること。

(7) 「4時間の勤務時間の勤務日」とは、勤務時間条例第6条の規定に基づき、一の週休日又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日について4時間の勤務時間の割り振り変更を行った日をいう。

(4) 「これらと同程度」とは(1)の(6)に定めるものをいう。

(3) その他の日に業務に従事する場合

業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き午後11時まで若しくは午前2時前から午前8時まで又はこれらと同程度であること。

(7) 「これらと同程度」とは(1)の(エ)に定めるものをいう。

- 2 「非常災害」とは暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、交通機関の事故その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものによる災害をいう。
- 3 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、非常災害が急迫した状態において行うこれに備えての準備の業務（防災態勢が発令された場合及び放火の危険が予知された場合を含む。）又は災害直後の修復等の業務で急ぎ処理することを必要とするものをいう。
- 4 「児童・生徒の負傷・疾病等」は、原則として学校側の責に帰するようなものに限るものとし、その場合の極度の肉体的疲労が含まれる。
- 5 「緊急の補導」には、児童・生徒の家出、遭難などの場合の補導を含む。

第2 第2号に掲げる業務（修学旅行等）関係

1 心身に著しい負担を与える程度

業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が1日8時間程度であること。

- (1) 業務に従事した時間には正規の勤務時間中において従事した時間を含めるものとする。
 - (2) 修学旅行等に出発する日における従事時間の始期は、児童・生徒の集合時刻とする。
 - (3) 修学旅行等が終了する日における従事時間の終期は解散時刻とする。
- 2 「……泊を伴うもの」には、2日以上の旅の最終日を含む。
 - 3 「修学旅行」とは、埼玉県立高等学校が行う校外における行事の実施基準の改訂について（昭和54年3月14日付け教指第2556号）及び埼玉県公立小・中学校が行う校外における行事の実施基準の改訂について（昭和57年3月15日付け教指第3841号）（以下これらを「校外における行事の実施基準」という。）の基準による修学旅行をいい、教育委員会の承認を得たものをいう。
 - 4 「林間・臨海学校等」とは、校外における行事の実施基準の基準による臨海学校、林間学校、集団宿泊研修、スキー・スケート教室、キャンプなどのような修学旅行に準ずる学校行事をいい、教育委員会の承認を得たもの（教育委員会の指定により実施したものを含む。）をいう。
 - 5 「学校が計画し、及び実施する」とは学校が校長の責任のもとにその学校の児童・生徒のために計画し実施するものをいい、他校と合同で実施する場合もそれぞれの学校が計画し実施するものであること。
 - 6 この要綱でいう「学校行事」には、明確に教育課程に位置づけられていないものであつても、年度当初の教育計画に掲げられている行事で、かつ、その参加者の募集が学年単位以上の児童・生徒を対象として行われるものを含む。

また、校内で実施するものは原則として該当しないが、校内の施設を利用して実施する「集団宿泊研修（学年単位以上の児童・生徒を対象とするもので教育委員会に届出したものに限る。）」及び特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級において教育委員会の承認を得て実施する「校内での宿泊行事」に

については、これに該当するものとする。なお、これらの学校行事において、児童・生徒の指導業務に従事したときは、この要綱でいう引率指導に相当する業務とみなす。

7 手当支給の対象となる引率教員数の限度は、参加児童・生徒の人員数を10で除して得た数（1に満たない端数は切上げる。）とする。ただし、特別な事情のある児童・生徒を引率する等、特に必要とする場合には、教職員課長と協議のうえ決定できるものとする。なお、引率責任者及び養護教員は別枠として加えることができる。

8 特別支援学校及び特別支援学級の児童・生徒を引率する場合は、承認された引率教員に手当を支給する。

第3 第3号の業務（対外運動競技等）関係

1 心身に著しい負担を与える程度

- (1) 泊を伴うもの 第2の1に定めるところによる。
- (2) 泊を伴わないもの 第1の1の(1)及び(2)に定めるところによる。

2 泊を伴う引率業務における日数の算定方法

引率に要する日数は、学校と競技等開催地の距離等を考慮して算定するものとし、競技等を行う日（開会式を行う日及び抽せん会を含む。）の前日に開催地に到着し競技等終了の日の翌日に帰途につくものとして往復に要する日数の範囲内とする。

3 対外運動競技等の実施場所が学校である場合 その当日、会場校の教員が当該競技会等に参加する同校の児童・生徒の指導業務に従事したときは、この要綱でいう引率指導に相当する業務とみなす。

4 「県教育委員会が定める対外運動競技等」は、当面別紙に掲げるものとし、これらの競技会等と1連のものを含むものとする。ただし、その予選会等は、国若しくは地方公共団体又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体又は教育研究団体が主催又は共催するものでなければならない。

- (1) 「学校体育団体」とは、例えば「〇〇地区中学校体育連盟」「〇〇地区高校野球連盟」などをいい、「教育研究団体」とは例えば「〇〇県高等学校演劇連盟」、「〇〇地区中学校美術研究会」などをいう。
- (2) 国民スポーツ大会などに参加する場合については、学校教育活動の1環として取り扱うものに限るものであり、県代表、地域代表として選抜チームを編成し、そのチームに生徒が私的に個人として参加しても「学校が計画し、実施する」場合に当たらないものであること。
- (3) 美術展覧会及び書道展覧会のように児童・生徒の作品の出品のみの場合であつても、その展覧会の見学等が学校教育活動として行われる場合は、競技会等への参加に該当するものであること。

第4 第4号の業務（部活動）関係

1 心身に著しい負担を与える程度

正規の勤務時間以外の時間において業務に従事した時間が引き続き3時間程度（1時間に満たない端数は1時間に繰り上げる。）であること。

2 「学校の管理下において行われる」とは、学校における教育活動の1部として、その管理の下に行わ

れることをいう。

- 3 「児童又は生徒に対する指導業務」とは、あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。なお、この指導業務には部活動の1部として行われる対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務（第3号の業務を除く。）を含むものとする。

第5 第5号の業務（入学者の選抜）関係

- 1 心身に著しい負担を与える程度

第1の1の(1)及び(2)に定めるところによる。

- 2 「中学校又は高等学校の入学者の選抜に関する業務」とは、中学校又は高等学校の入学者の選抜会議をいい、これに要する選抜会議資料の作成の業務を含むものとする。

第6 特殊勤務手当実績簿

別に定める。

1 運動競技

(1) 高等学校関係

- ア 全国高等学校総合体育大会（全国高校野球大会を含む）
- イ 県学校総合体育大会県大会
- ウ 関東高等学校体育大会（関東高校野球大会を含む）
- エ 県民総合スポーツ大会（兼高等学校新人大会）
- オ 全国高等学校選抜等大会（全国高校選抜野球大会を含む）
- カ 関東高等学校選抜等大会
- キ 地区高等学校体育大会
- ク 全国定時制通信制体育大会
- ケ 県定時制通信制総合体育大会
- コ 県民総合スポーツ大会（定時制通信制の部）
- サ 定時制通信制新人大会

(2) 中学校関係

- ア 全国中学校体育大会
- イ 関東中学校体育大会
- ウ 学校総合体育大会県大会（中学校の部）
- エ 通信陸上競技県大会
- オ 県民総合スポーツ大会（中学校の部）
- カ 新人大会県大会

(3) 国民スポーツ大会少年の部（関東ブロック大会・県予選会を含む）

2 コンクール等

(1) 家庭クラブ関係

全国高等学校家庭クラブ研究発表大会

(2) 農業クラブ関係

- ア 日本学校農業クラブ全国大会
- イ 関東地区学校農業クラブ連盟大会

(3) 音楽コンクール関係

- ア 埼玉県合唱祭
- イ NHK全国学校音楽コンクール
- ウ 全日本合唱コンクール
- エ 全日本吹奏楽コンクール
- オ 埼玉県音楽祭
- カ 高校合同演奏会

(4) 演劇コンクール関係

- ア 埼玉県高等学校演劇中央発表会
- イ 全国高等学校演劇発表大会
- ウ 埼玉県高等学校英語劇発表大会

(5) 弁論大会等関係

- ア 埼玉県高等学校英語弁論大会
- イ 中学校英語弁論大会

3 その他

上記に掲げるもののほか、給実乙第150号の基準に該当するものについては、内容を勘案して個々に決定する。

(参考)

● 対外運動競技等の定めについて（通知）

(昭和47年1月28日給実乙第150号)

人事院規則9-30（特殊勤務手当）第24条の2第1項第3号の「人事院が定める対外運動競技等」として下記のように定め、昭和47年1月1日から適用することとしたので通知します。

記

次の要件に該当する当該運動競技等

- 1 その競技会等が国もしくは地方公共団体の開催するものまたは市、郡もしくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体もしくは教育研究団体の開催するものであること。
- 2 その競技会等への参加が学校により直接計画・実施されるものであること。（すなわち学校教育活動として行われるものであること。）